

中小企業知恵の経営 ステップアップ事業 ご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

京都府と宮津商工会議所では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々や商店街団体を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが27年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）まで

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員を経由して宮津商工会議所へ提出

【申請要件】

宮津商工会議所の中小企業応援隊員のコンサルティングを事前に受けることが出来る、中小企業等及び商店街団体。また、採択された場合には申請時、実績報告時の売上等の推移をご報告いただきますのでご留意下さい。

【問合せ先】

宮津商工会議所 <連絡先> 住所：宮津市鶴賀2054-1
電話：0772-22-5131

**1 宮津市内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象。
ただし、H26年度に中小企業小さな革新支援事業を実施した企業は原則対象外。**

(1) 中小企業等

[中小企業等の範囲]

業 種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 商店街団体

[商店街団体の範囲]

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体を中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※詳細はお問い合わせください。

2 平成27年4月1日から平成28年1月31日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組(事業)又は商店街団体の集客向上に繋がる取組(事業)などが対象。

受付期間に係る事業実施期間の範囲

項目	開始	終了
受付期間	平成27年6月 1日	平成27年6月30日 ※
事業実施期間	平成27年4月 1日	平成28年1月31日
実績報告書提出期間	事業終了から14日以内	

※予算の範囲内で適宜募集をする場合があります。

【対象外】

- ・当取組(事業)の交付決定前(7月上旬)に終了した取組(事業)
- ・同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

3 補助金については次のとおり。(補助率 3分の2)

項 目	対 象	1 補助事業所等当たり上限
(1) 経営改善型	中小企業等※	200,000円
	商店街団体	200,000円
(2) 起業支援型	創業予定者、 中小企業等(創業から5年目まで含む)	200,000円

※別途専門家派遣も可能

中小企業応援隊の伴走支援により、経営安定と成長に向けた中小企業等が実施する業務改善等やイノベーションに繋がる工夫を凝らした取組、商店街団体が実施する売上向上を目指す取組を支援するもの

【補助対象経費の具体例】

- ◆経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・展示会出店費用、ブース造作料
 - ・のぼり旗等の作成経費
 - ・新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・商品券の印刷経費
 - ・集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費

(次頁に続く)

【補助対象経費の例続き】

- ◆省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

※ 補助対象は、申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手した取組（事業）については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組（事業）であっても、交付決定日以降の請求・支払が対象となります。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

4 交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください(必着)。

- (1) ○印の書類を、原本（押印したもの）1部を提出してください。

提出書類	中小企業者等	商店街団体
交付申請書	○	○
定款又は規約	—	○
事前着手届	○ (※)	○ (※)
その他添付書類	○	○

※交付決定前に事業を開始される場合は提出してください。

- (2) 申請時までに中小企業応援隊員のコンサルティング支援を受けることが必要です。申請にあたっては、お早めにご相談下さい。

5 取組(事業)については、下記の事項を評価の基準とします。

- (1) 経営改善（商店街：集客）に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- (2) 経営改善（商店街：集客）の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。
- (3) 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

6 交付決定通知は、募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

7 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後、速やかに実績報告書を宮津商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。
(その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。)
- (2) 宮津商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。